

第1 消防用水

令第27条の規定によるほか、次によること。

1 設置場所

令第27条第3項第2号及び第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 消防用水は敷地内に設けること。
- (2) 令第27条第3項第2号に規定する「建築物の各部分」とは、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の各部分（地上1m程度）をいうものとする。

2 地盤面下に設ける消防用水で吸管投入孔を設けるもの

(1) 吸管投入孔

ア 吸管投入孔の大きさは、1辺の長さが0.6m以上の矩形又は直径が0.6m以上の円形とすること。

イ 吸管投入孔は、消防用水の有効水量（当該消防用水が設けられている地盤面の高さから4.5m以内の部分の水量をいう。）が80m³未満のものは1個以上、80m³以上のものは2個以上設けること。☆

ウ 吸管投入孔には、鉄蓋等を取り付けること。この場合において、設置場所が車両の通行に供される場所にあつては、車両の通行に耐える強度のものとする。◇

(2) 有効水源水量の確保◇

吸管を投入する部分の水深は、0.5m以上とし、その部分の広さは、1辺の長さ又は直径が0.6m以上とすること。

3 地盤面下に設ける消防用水で採水口を設けるもの

(1) 採水口

ア 採水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第23号。以下この第1において「規格省令」という。）に規定される呼称75のめねじに適合する単口のものとする。

イ 採水口の設置個数は、令第27条第3項第1項の規定により必要とされる水量に応じて、次の表の個数以上設けること。☆

水量	40m ³ 未満	40m ³ 以上120m ³ 未満	120m ³ 以上
採水口の数	1個	2個	3個

ウ 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。◇

(2) 配管

規則第12条第1項第6号ニ、ホ、ト及びチの規定並びに第2節第4屋内消火栓設備8、(1)及び(2)、イからウまでの規定に準じて設けるほか、次によること。

- ア 配管は、採水口1口ごとの単独配管とすること。
- イ 採水口に接続する配管は、呼び径100A以上とすること。
- (3) 有効水源水量の確保
前2、(2)の規定によること。

4 地盤面より高い部分に設ける消防用水

- (1) 採水口
ア 採水口は、前3、(1)の規定によること。
イ 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。
- (2) 配管
前3、(2)の規定によること。
- (3) 採水口からの吐出圧力が1.6MPaを超えないための措置◇
第2節第4屋内消火栓設備6の規定を準用すること。

5 消防用水の表示標識◇

- (1) 吸水管の投入孔にあつては、規則第34条の2（指定消防水利の標識）を準用すること。
- (2) 採水口にあつては、次により標識を設けること。

種別	表示	色		大きさ (cm)		設置場所
		地	文字	長辺	短辺	
採水口	採水口 (消防用水)	赤	白	30	10	直近の見やすい位置

6 開発行為等に伴い設置される防火水槽との兼用

消防用水の設置が必要となる防火対象物の敷地内に、開発行為等に伴い防火水槽が設置される場合は、消防用水の基準に適合するものに限り消防用水との兼用を認めて差し支えない。この場合において、兼用する水源の水量は、兼用する防火水槽及び消防用水にそれぞれ必要とされる水量のうち最大量以上の量を確保すること。

7 特例適用の運用基準

次により、ポンプを用いる加圧送水装置及び採水口を設けた場合は、令第32条の規定を適用し、地盤面下4.5mを超える部分の水量を消防用水とすることができる。

- (1) 採水口
ア 前3(1)に適合すること。
イ 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものであること。
- (2) 加圧送水装置
第2節第4屋内消火栓設備3及び4を準用するほか、次によること。

ア 加圧送水装置の能力は、次の表によること。

水量	40 m ³ 未満	40 m ³ 以上120 m ³ 未満	120 m ³ 以上
吐出量	1,100 ℓ/min	2,200 ℓ/min	3,300 ℓ/min

イ ポンプの全揚程は、前アに定める吐出量時において、採水口までの実高及び配管摩擦損失水頭に15 mを加えた数値以上とすること。

ウ ポンプは専用とし、他のポンプと併用又は兼用しないこと。

エ 配管等の摩擦損失計算等は第2節第4屋内消火栓設備12の規定によること。

オ 加圧送水装置の非常電源及び配線は、規則第12条第1項第4号の規定によるものとし、第6節第1非常電源の規定によること。

(3) 配管

第2節第4屋内消火栓設備8を準用するほか、次によること。

ア 加圧送水装置から採水口までの配管の口径は、採水口の数が1個の場合にあつては75 A以上、2個の場合にあつては100 A以上、3個の場合にあつては125 A以上とすること。

イ 採水口は、J I S H 5 1 1 1 - 1 9 7 6（青銅鑄物）又はJ I S H 5 1 0 1 - 1 9 7 6（黄銅鑄物）に適合する強度、耐食性、耐熱性を有するものを用いること。

(4) 起動装置等

ア 採水口の位置には、ポンプの遠隔起動装置を設けること。ただし、防災センター等からポンプを起動できる場合において、防災センター等と相互に通話できる連絡装置を設ける場合は、遠隔起動装置を設けないことができる。

イ 遠隔起動装置又は連絡装置の直近には、規則第12条第1項第3号ロの規定に準じた赤色の灯火を設けること。

ウ 採水口の直近には、ポンプの起動を明示する赤色の起動表示灯を設けること。ただし、前イにより設けた赤色の灯火を点滅させることにより、ポンプの起動を表示できる場合は起動表示灯を設けないことができる。